



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / **0424-64-1311**
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp/>
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp/>
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

市の人口と世帯数
(平成16年5月1日現在)

		前月比
人口	男	92,339人 (1,122人)
	女	94,044人 (1,587人)
	合計	186,383人 (2,709人)
世帯数	83,173世帯 (1,433世帯)	500増 (52増)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

今号の主な内容

3面 市民活動団体との協働基本方針を策定



多様な主体による地域課題の解決に向けて、市民活動団体と市の協働を進めるための基本方針を策定しました。

4面 住民票自動交付機のご案内



暗証番号を登録した市民カードをお持ちの方は、住民票等自動交付機で、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できます。

5面 バリアフリーマップのアンケート



高齢の方や障害を持つ方がまちに出る際に役立つマップを作るために、アンケートを行います。ご協力ください。

8面 市民安全パトロール講座



自主的に安全パトロールを行っているNPO法人の協力を得て、市民安全パトロールに関する知識と技術を習得できる講座を開催します。

「男女平等参画推進計画」が まとまりました

一人ひとりが自分らしく自立し いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす

「西東京市男女平等参画推進計画」がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

なお、計画の詳しい内容は、両庁舎の情報公開コーナー、図書館、公民館、市ホームページでご覧いただけます。

生活文化課男女平等推進係(☎50・0055)

策定方法
この計画は、公募市民5人を含む15人の男女平等参画推進委員会で検討・審議し、策定しました。

計画の期間
平成16年度(20年度)の5か年の計画期間ですが、社会経済情勢の変化や国内外の動きなどに対応するため、必要に応じ随時見直しを行います。

計画の位置づけ・性格
(1)この計画は、『男女共同参画社会基本法』に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」についての基本的な計画(第14条)です。
(2)この計画は、「西東京市総合計画」や、「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定したものです。
(3)この計画は、市の施策をすすめるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画です。
(4)この計画は、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等市民意識調査」や「市民の意見を聞く会」の意見などを踏まえ、策定したものです。
(5)この計画は、取り組みの主な担当課を記載していますが、関連部課で連携をし、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
(6)この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めるものです。
(7)この計画のうち、市の行政権を越える課題については、国・都や関係機関、事業者等に対して、積極的に働きかけていきます。



計画の基本理念

「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本に、次の4つを理念としています。私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。私たちは、子育てや介護、その他家庭生活に、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会をめざします。私たちは、仕事や地域活動などの社会生活に、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

計画の推進体制

この計画が目指している「男女平等参画社会」を実現するためには、行政はもとより、市民、事業者相互のパートナーシップに基づいた積極的な取り組みが必要です。また、それら取り組みを促進するために、拠点としての女性センターの整備が求められています。また、行政においては、男女平等参画にか

かわるあらゆる施策が市の多くの部門や政策分野に渡り、全ての市職員にかかわりがあることから、全庁的な取り組みができるよう、横断的推進組織を確立させ推進を図っていきます。

計画の実効性を高めていくには、常に市民ニーズや社会情勢の把握を行い、適宜その内容を評価・見直しをしていくことが重要です。そのため、市民参画による推進組織で進行管理を行っていくとともに、広く市民の意見を聞く場を持つよう努めていきます。

取り組みの視点

- 個性を尊重する意識づくり
- 平等参画を実現するための支援
- 人権の尊重

取り組みの領域・方向性

前項の視点をもとに、6項目の領域、17項目の方向性を定め、さらにこの中で具体的施策を盛り込んでいます。

- “学び”で身につける男女平等
- 男女平等の意識づくり
- 家庭・地域・学校における男女平等教育
- ・学習の推進

- “家庭生活”を豊かにする男女平等
- 家庭における男女平等参画の促進
- 子育てへの社会的支援の充実
- 介護への社会的支援の充実
- “職場”で実践する男女平等
- 就労の場への女性の参画促進
- 男女ともに家族的責任と両立できる就業環境づくり
- “まちづくり”をすすめる男女平等
- 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- 地域活動への男女平等参画促進
- “人権”を守る男女平等
- 相談体制の充実と支援
- 女性をとりまくあらゆる暴力への対応性
- 性と生殖に関する健康支援
- 援助を必要とするひとり親家庭等への支援
- 計画を着実にすすめる推進体制
- 男女平等参画社会の実現をめざす拠点の整備
- 庁内推進体制の整備
- 庁内の男女平等の推進
- 計画の進行管理